

## 2022年度 決算公告

アクサ生命保険株式会社  
代表取締役社長兼CEO 安渕 聖司

### 2022年度 (2023年3月31日現在) 貸借対照表

(単位:百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金及び預貯金	114,238	保険契約準備金	5,896,985
預貯金	114,238	支払準備金	42,933
有価証券	7,129,867	責任準備金	5,845,443
国債	3,074,713	契約者配当準備金	8,608
地方債	1,817	代理店	4,851
公社債	71,820	再保	199,711
株式	62,396	その他の負債	1,345,663
国外証券	2,663,509	売現先勘定	945,779
その他の証券	1,255,610	債券貸借取引受入担保金	185,655
貸付	98,926	未払費用	9,562
保険約款貸付	67,564	未収益金	16,283
一般貸付	31,362	前受取り	25
有形固定資産	3,511	預り保証金	66,715
土地	1,614	預融資	61
建物	1,612	派生債権	113,729
リース資産	5	預り資産	6
その他の有形固定資産	279	除去債権	2,028
無形固定資産	34,535	仮受	5,817
ソフトウエア	14,799	退職給付引当金	40,030
のれん	19,533	役員退職慰労引当金	500
その他の無形固定資産	202	特別法上の準備金	54,498
代理店	4	価格変動準備金	54,498
再保険	278,841	負債の部合計	7,542,241
その他の資産	201,729	(純資産の部)	
未収料金	97,206	資本	85,000
未払費用	8,657	本剰余金	7,162
未収益	8,459	資本	3,735
預託金	2,808	本剰余金	3,427
金融派生商品	63,566	利益剰余金	144,325
金融商品等差入担保金	19,978	利益剰余金	34,198
仮払	1,033	その他利益剰余金	110,127
その他の資産	19	繰越利益剰余金	110,127
繰延税金資産	18,137	株主資本合計	236,488
貸倒引当金	△332	その他有価証券評価差額金	64,383
		繰延ヘッジ損益	36,345
		評価・換算差額等合計	100,729
		純資産の部合計	337,218
資産の部合計	7,879,460	負債及び純資産の部合計	7,879,460

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

## **貸借対照表に関する注記**

1. 有価証券の評価は、売買目的有価証券については時価法（売却原価の算定は移動平均法）、満期保有目的の債券及び「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会 業種別監査委員会報告第21号）に基づく責任準備金対応債券については、移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券については、3月末日の市場価格等に基づく時価法（売却原価の算定は移動平均法、取得差額が金利調整差額と認められる公社債（外国債券を含む）については移動平均法による償却原価法（定額法）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法）によっております。  
なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
2. デリバティブ取引の評価は時価法によっております。
3. 有形固定資産の減価償却の方法は次の方法によっております。
  - ・有形固定資産（リース資産を除く）  
定率法（ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（2016年3月31日以前に取得した附属設備、構築物を除く）については定額法）を採用しております。
  - ・リース資産  
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
4. 外貨建資産・負債は、決算日の為替相場により円換算しております。
5. 貸倒引当金は、資産の自己査定基準及び償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。  
破産・民事再生等、法的形式的な経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に対する債権及び実質的に経営破綻に陥っている債務者（以下「実質破綻先」という。）に対する債権については、債権額から担保等の回収可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現状、経営破綻の状況にはないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）に対する債権については、債権額から担保等の回収可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率を債権額に乗じた額を計上しております。  
すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき関連部署が一次資産査定を実施し、当該部署から独立した資産査定部署が査定結果を二次査定しています。また、二次査定結果については、監査部署による監査が行われており、それらの結果に基づいて上記の引当を行っております。
6. 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、計上しております。  
退職給付債務並びに退職給付費用の処理方法は以下のとおりです。

退職給付見込額の期間帰属方法	給付算定式基準
数理計算上の差異の処理年数	主に6年
過去勤務費用の処理年数	主に6年
7. 役員退職慰労引当金は、役員に対する退職慰労金の支給に備えるため、支給見込額のうち、当年度末において発生したと認められる額を計上しております。
8. 価格変動準備金は、保険業法第115条の規定に基づき算出した額を計上しております。

## 9. 重要なヘッジ会計の方法

### ①ヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法は、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）に従い、一部の株式に対する価格変動リスク及び一部の外貨建資産に対する為替変動リスク並びに一部の国債に対する金利変動リスクのヘッジとして、時価ヘッジを行っております。

保険契約に係る金利変動リスクをヘッジする目的で、「保険業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会 業種別監査委員会報告第26号 2022年3月17日）に基づき金利スワップ取引を利用した繰延ヘッジ処理を行っております。

### ②ヘッジ手段

為替予約・エクイティスワップ・金利スワップ・債券オプション・通貨オプション

### ③ヘッジ対象

国債・国内株式・外貨建外国証券・保険負債

### ④ヘッジ方針

保有する有価証券の資産価値減少のリスクを回避するため、一部株式についてエクイティスワップを、一部外貨建外国証券について為替予約及び通貨オプションを、一部国債について金利スワップ及び債券オプションを利用してあります。保険契約に係る金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を行っております。

### ⑤ヘッジの有効性評価方法

ヘッジ対象とヘッジ手段の時価変動を比較する比率分析によっております。ただし、「保険業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会 業種別監査委員会報告第26号 2022年3月17日）に基づき行っている金利スワップ取引を利用した繰延ヘッジ処理については、ヘッジ対象となる保険負債とヘッジ手段である金利スワップ取引を一定の残存期間毎にグルーピングのうえヘッジ指定を行うことから、ヘッジに高い有効性があるため、ヘッジの有効性の評価を省略しております。

「LIBORを参照する金融商品に関するヘッジ会計の取扱い」を適用しているヘッジ関係

上記のヘッジ関係のうち、「LIBORを参照する金融商品に関するヘッジ会計の取扱い」（実務対応報告第40号 2022年3月17日）の適用範囲に含まれるヘッジ関係のすべてに、当該実務対応報告に定められる特例的な取扱いを適用しております。当該実務対応報告を適用しているヘッジ関係の内容は、以下のとおりであります。

ヘッジ会計の方法…時価ヘッジ、繰延ヘッジ

ヘッジ手段…金利スワップ

ヘッジ対象…国債、保険負債

ヘッジ取引の種類…相場変動を相殺するもの

10. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、資産に係る控除対象外消費税等のうち、税法に定める繰延消費税等については、前払費用に計上し5年間で均等償却し、繰延消費税等以外のものについては、発生年度に費用処理しております。

11. 支払備金については、保険契約に基づいて支払義務が発生した、または発生したと認められる保険金、返戻金及びその他の給付金のうち、まだ支払っていない金額を保険業法第117条の規定に基づき、支払備金として積み立てております。また、保険契約が再保険に付されている場合は、再保険が付された部分に相当する支払備金は、保険業法施行規則第71条第1項に基づき、原則として積み立てておりません。

既発生未報告支払備金（まだ支払事由の発生の報告を受けていないが保険契約に規定する支払事由

が既に発生したと認める保険金等をいう。) については、保険業法第117条及び施行規則第73条第1項第2号の規定に基づき、1998年大蔵省告示第234号(以下「IBNR告示」という。)により算出した額を積み立てております。

なお、新型コロナウイルス感染症と診断され、宿泊施設または自宅にて医師等の管理下で療養をされた場合(以下「みなし入院」という。)の入院給付金等の支払対象を当事業年度中に変更したことにより、IBNR告示第1条第1項本則に基づく計算では適切な水準の額を算出することができないことから、IBNR告示第1条第1項ただし書の規定に基づき、以下の方法により算出した額を計上しております。

#### (計算方法の概要)

みなし入院に係る既発生未報告支払備金とみなし入院以外に係る既発生未報告支払備金に区分して計算しております。

みなし入院以外に係る既発生未報告支払備金については、IBNR告示第1条第1項本則に掲げる全ての事業年度の既発生未報告支払備金積立所要額及び保険金等の支払額から、みなし入院に係る額を除外した上で、IBNR告示第1条第1項本則と同様の方法により算出しております。

みなし入院に係る既発生未報告支払備金については、支払事由の発生から請求までに要する平均的な期間を踏まえ、2022年9月26日以降の重症化リスクの高い方のみなし入院に係る額及び新規感染者数、直近3か月の新規感染者数に基づき算出しております。

12. 責任準備金については、期末時点において、保険契約上の責任が開始している契約について、保険契約に基づく将来における債務の履行に備えるため、保険業法第116条第1項に基づき、保険料及び責任準備金の算出方法書(保険業法第4条第2項第4号)に記載された方法に従って計算し、責任準備金を積み立てております。

責任準備金のうち保険料積立金については、次の方により計算しております。

- ① 標準責任準備金の対象契約については、金融庁長官が定める方式(1996年大蔵省告示第48号)  
② 標準責任準備金の対象とならない契約については、平準純保険料式

なお、責任準備金については、保険業法第121条第1項及び保険業法施行規則第80条に基づき、毎決算期において責任準備金が適正に積み立てられているかどうかを、保険計理人が確認しております。

責任準備金のうち危険準備金については、保険業法第116条及び保険業法施行規則第69条第1項第3号に基づき、保険契約に基づく将来の債務を確実に履行するため、将来発生が見込まれる危険に備えて積み立てております。

また、保険契約が再保険に付されている場合は、再保険が付された部分に相当する責任準備金は、保険業法施行規則第71条第1項に基づき、原則として積み立ておりません。

13. 無形固定資産に計上している自社利用のソフトウェアの減価償却の方法は、利用可能期間(5年)に基づく定額法により行っております。
14. のれんは、定額法により20年間で均等償却しております。
15. アクサ・ホールディングス・ジャパン株式会社を通算親会社とするグループ通算制度を適用しております。

16. 重要な会計上の見積りに関する事項は以下のとおりです。

単一のブローカー価格又は自社で算定した価格を使用している債券の時価

(1)当事業年度の貸借対照表に計上した額

121,842百万円

(2)識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

①算出方法

単一のブローカー価格又は自社で算定した価格を使用している債券は、その他有価証券に区分されており、時価評価については、将来キャッシュ・フローの割引現在価値により評価しております。

②主要な仮定

当該債券の時価評価に重要な影響を及ぼす仮定には、信用スプレッドが含まれております。当該債券について、取引市場において観察可能な信用スプレッドを取得することは通常困難であることから、時価評価に使用する信用スプレッドについて一定の仮定を設定し、評価額を見積もっております。

③翌事業年度に及ぼす影響

経営者は、当該有価証券の時価評価は合理的であると判断しておりますが、予測不能な前提条件の変化などにより有価証券の評価に関する見積りが変化した場合には、認識される時価評価額が変動する可能性があります。

17. 金融商品の状況に関する事項及び金融商品の時価等に関する事項は以下のとおりです。

(1) 金融商品に対する取組方針

一般勘定の資産運用は、生命保険会社の資産の性格（将来の保険金支払等に備える準備金に対応）に基づき、安全性・収益性・流動性・公共性に十分配慮しながら、中長期的に安定した収益の確保を目指すことを運用の基本方針としております。

また、生命保険会社の負債特性（超長期の金利リスクなど）を考慮し、ALMの観点から主として債券への投資を行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当社が保有する一般勘定の金融資産は、有価証券では、主に国債、外国証券（社債等に投資している円貨建外国投資信託、外貨建公社債、オルタナティブ）、株式に投資しており、「満期保有目的」、「責任準備金対応債券」及び「その他目的」区分で保有しております。貸付金は、保険約款貸付を除く一般貸付の多くはグループ向けとなっており、同一人規制の範囲内で融資を行っております。それぞれ発行体の信用リスク、金利変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されております。有価証券・貸付金には流動性リスクが存在しますが、資産・負債の統合管理を行う中で、資金調達に係る流動性リスクも含め、総括的に管理しております。

またALMに基づく中長期的経営の健全性の観点から保有資産の安定的かつ効率的な運用を目指し、市場リスクのヘッジを主たる目的として金融派生商品（デリバティブ）取引を利用しております。取組みにあたり、金融派生商品（デリバティブ）の利用目的、各種リスクを厳格に管理し運営することを基本方針としております。

当社の行う金融派生商品（デリバティブ）取引には、主にALMの一環として保有する債券の価格変動を相殺する目的及び保険負債にかかる金利変動リスクをヘッジする目的で行う金利スワップ取引等があり、ヘッジ会計を適用しております。また、株式の価格変動リスクをヘッジするためエクイティスワップ取引等を行っており、一部ヘッジ会計を適用しております。外国証券のうち外貨建証券には為替変動リスクがあるため、投資時に為替予約取引等を行うことにより当該リスクを回避し、一部ヘッジ会計を適用しております。

金融派生商品（デリバティブ）取引は、市場リスク及び信用リスクを内包しております。市場リスクとは市場金利の変動、為替相場の変動、有価証券の価格の変動等によって発生する損失に係るリスクであり、信用リスクとは、取引相手先の契約不履行に係るリスクとなります。このうち信用リスクに関しては、金融派生商品（デリバティブ）取引の契約先を中央清算機関（CCP）または国際的に優良な銀行、証券会社に分散し、かつISDAマスター契約に付属するクレジット・フォーム（クレジット・サポート・アネックス（CSA））による担保付取引を利用することにより相手方の契約不履行によるリスクを軽減しております。

### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

一般勘定の金融資産に係るリスク管理体制は次のとおりです。リスク管理部門と運用部門を分離して相互牽制が十分に機能する体制とし、リスク管理状況については四半期ごとにインベストメント＆アセットライアビリティマネジメント・コミッティ及びオーディット・リスク＆コンプライアンス・コミッティに報告して経営陣による管理状況の確認及び管理方針の協議を行っております。このほか、リスク管理体制及び管理状況について監査部門がチェックすることとしております。

#### ①信用リスクの管理

当社のファイナンシャルリスク管理規則及び審査・与信管理内規に従い、有価証券及び貸付金の一部について、個別案件ごとの与信審査、同一取引先に対する格付に応じた与信枠の設定・管理、問題債権への対応などを行っております。

金融派生商品（デリバティブ）取引のカウンターパーティリスクに関しては、担保も勘査した取引の時価（再構築コスト）と再構築コストの潜在的リスク（ポテンシャル・エクスポージャー）を対象にカウンターパーティごとに与信枠を設定して管理を行っております。

#### ②市場リスクの管理

##### (i) 金利リスクの管理

当社のファイナンシャルリスク管理規則及び内規に従い、所定の金利ストレシナリオ下でも企業価値や会計上の諸指標等が所定の水準を上回るよう、金融資産と保険負債のネットの金利感応度に上限値を設定し、リスク管理部門が月次でモニタリングを行っております。

##### (ii) 為替リスクの管理

為替リスクは原則として金融派生商品（デリバティブ）取引等によりヘッジすることしております。

##### (iii) 価格変動リスクの管理

当社のファイナンシャルリスク管理規則及び内規に従い、所定のストレシナリオ下でも企業価値や会計上の諸指標等が所定の水準を満たすよう、有価証券のうちオルタナティブ資産や社債等への投資比率に上限値を設定し、リスク管理部門が月次でモニタリングを行っております。

#### ③流動性リスクの管理

当社のファイナンシャルリスク管理規則及び内規に従い、所定のリスクシナリオ下でも資金繰りを確保できるよう、一般勘定で想定される最大のキャッシュアウトフローをまかなえるだけの流動性資産を保持することとしております。また、当社の流動性資金関連内規に従い、保険契約の解約返戻金流出状況等に応じた資金繰りが資金繰り管理部門によりなされていることを、リスク管理部門が検証する体制としております。これらの管理に加え、当社の流動性資金関連内規に従い、資金繰りに関する不測の事態への対応として金融機関等と資金調達のための契約を締結し、定期的に見直しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項

主な金融資産及び金融負債にかかる貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 有価証券(*2)	6,722,419	6,635,751	△86,668
① 売買目的有価証券	1,197,282	1,197,282	—
② 満期保有目的の債券	1,821,408	1,758,730	△62,677
③ 責任準備金対応債券	613,664	589,674	△23,990
④ その他有価証券(*5)	3,090,063	3,090,063	—
(2) 貸付金	98,776	101,897	3,120
① 保険約款貸付(*6)	67,564	67,557	—
② 一般貸付(*6)	31,362	34,340	3,120
貸倒引当金(*7)	△149	—	—
(3) デリバティブ取引	63,566	63,566	—
ヘッジ会計が適用されていないもの	2,151	2,151	—
ヘッジ会計が適用されているもの	61,415	61,415	—
資産計	6,884,763	6,801,215	△83,547
(1) デリバティブ取引	113,729	113,729	—
ヘッジ会計が適用されていないもの	2,657	2,657	—
ヘッジ会計が適用されているもの	111,071	111,071	—
負債計	113,729	113,729	—

- (\*)1 現金及び預貯金、売現先勘定、債券貸借取引受入担保金、金融商品等差入担保金に関しましては、短期間に決済されるものが大半を占めており、時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。
- (\*)2 非上場株式等の市場価格のない株式等については、有価証券に含めておりません。当該非上場株式等の当期末における貸借対照表価額は次の通りです。

(単位：百万円)

区分	2023年3月31日
非上場株式(*3)	4,552
組合出資金等(*4)	402,895

- (\*)3 非上場株式は「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日）第5項に従い、時価開示の対象とはしておりません。
- (\*)4 組合出資金等については、時価算定会計基準適用指針第24-16項に従い、時価開示の対象とはしておりません。
- (\*)5 投資信託について、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従い、投資信託の基準価額を時価とみなしております、当該投資信託が含まれております。
- (\*)6 差額欄は、貸倒引当金を控除した貸借対照表計上額と、時価との差額を記載しております。
- (\*)7 貸付金に対応する貸倒引当金を控除しております。

(5) 主な金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

なお、非上場株式及び組合出資金等は、次表には含めておりません。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券	1,145,175	2,453,926	121,842	3,720,944
売買目的有価証券	—	1,197,282	—	1,197,282
外国証券	—	464,048	—	464,048
外国株式等	—	464,048	—	464,048
その他の証券	—	733,233	—	733,233
その他有価証券	1,145,175	1,256,644	121,842	2,523,662
公社債	1,065,028	34,118	—	1,099,147
国債	1,065,028	—	—	1,065,028
地方債	—	1,817	—	1,817
社債	—	32,300	—	32,300
株式	57,945	—	—	57,945
外国証券	20,901	905,272	121,842	1,048,016
外国公社債	20,901	17,964	121,842	160,707
外国株式等	—	887,308	—	887,308
その他の証券	1,300	317,252	—	318,553
デリバティブ取引 (*1)	—	△50,162	—	△50,162
通貨関連	—	△3,560	—	△3,560
金利関連	—	△46,106	—	△46,106
株式関連	—	△322	—	△322
債券関連	—	△172	—	△172

(\*1) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、△で示しております。

② 時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
貸付金	—	—	101,897	101,897
	保険約款貸付	—	67,557	67,557
	一般貸付	—	34,340	34,340
有価証券	1,991,567	37,191	319,646	2,348,404
	満期保有目的の債券	1,497,099	18,719	242,911
	公社債	1,467,780	18,719	—
	国債	1,467,780	—	1,467,780
	社債	—	18,719	—
	外国証券	29,319	—	242,911
	外国公社債	29,319	—	242,911
	責任準備金対応債券	494,467	18,472	76,734
	公社債	465,788	18,472	—
	国債	465,788	—	465,788
資産計	—	18,472	—	18,472
	社債	—	—	—
外国証券	28,679	—	76,734	105,413
	外国公社債	28,679	—	76,734
				105,413
資産計	1,991,567	37,191	421,543	2,450,302

③ 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

ア. 有価証券

有価証券については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しております。主に国債、上場株式がこれに含まれます。

公表された相場価格を用いていたとしても市場が活発でない場合にはレベル2の時価に分類しております。主に社債、地方債がこれに含まれます。

相場価格が入手できない場合には、取引証券会社等第三者から入手した価格を用いております。当該価格は、将来キャッシュ・フローの割引現在価値法などの評価技法を用いて算定され、評価にあたっては観察可能なインプット（金利、為替レート等）を最大限利用している場合にはレベル2の時価に分類しており、重要な観察できないインプットを用いている場合にはレベル3の時価に分類しております。

また、相場価格が存在しない投資信託について、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額を時価とし、レベル2に分類しております。

#### イ. 貸付金

保険約款貸付は、当該貸付を解約返戻金の範囲内に限るなどの特性により返済期限を設けておらず、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

一般貸付のうち、固定金利貸付の時価については、主に、将来キャッシュ・フローを現在価値へ割り引いた価格によっております。時価に対して観察できないインプットによる影響額が重要な場合はレベル3の時価に分類しております。

#### ウ. デリバティブ取引

デリバティブ取引については、すべて店頭取引であり、公表された相場価格が存在しないため、取引証券会社等第三者から入手した価格等を用いております。

当該価格は、取引の種類や満期までの期間に応じて割引現在価値法等の評価技法を利用して算定され、評価にあたっては観察可能なインプット（金利、為替レート等）を最大限利用しており、レベル2の時価に分類しております。

- ④ 時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債のうちレベル3の時価に関する情報  
ア. 重要な観察できないインプットに関する定量的情報

当社において、レベル3の時価に分類される金融資産及び金融負債は、全て第三者から入手した価格を調整せずに使用しているものであるため、本注記は省略しております。

イ. 期首残高から期末残高への調整表、当期の損益に認識した評価損益

(単位：百万円)

		有価証券	合計
		その他有価証券	
		公社債	
		社債	
期首残高		400	103,650 104,050
当期の損益又は評価・換算差額等	損益に計上 (*1)	—	△1,303 △1,303
	評価・換算差額等に計上 (*2)	—	5,552 5,552
	購入、売却、発行及び決済の純額	△400	19,495 19,095
	レベル3の時価への振替	—	—
	レベル3の時価からの振替	—	—
期末残高		—	121,842 121,842
当期の損益に計上した額のうち貸借対照表において保有する金融資産及び金融負債の評価損益		—	5,552 5,552

(\*1) 損益計算書の「資産運用収益」及び「資産運用費用」に含まれております。

当該損益は主に、為替変動リスクについて時価ヘッジを適用した外国証券に係るヘッジ損益であり、ヘッジ手段の評価損益の増減と相殺されるものであります。

(\*2) 株主資本等変動計算書の「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

ウ. 時価の評価プロセスの説明

当社は経理部門にて時価の算定に関する方針及び手続を定めており、これに沿って各取引部門が時価を算定しております。算定された時価は、独立した評価部門にて、時価の算定に用いられた評価技法及びインプットの妥当性並びに時価のレベルの分類の適切性を検証しております。当社において、時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債のうちレベル3の時価のものは、全て第三者から入手した価格を利用しております。第三者から入手した価格を利用するにあたっては、利用されている評価技法及びインプットの確認や類似の金融商品の時価との比較等の適切な方法により価格の妥当性を検証しております。

エ. 重要な観察できないインプットを変化させた場合の時価に対する影響に関する説明

当社において、レベル3の時価に分類される金融資産及び金融負債は、全て第三者から入手した価格を調整せずに使用しているものであるため、本注記は省略しております。

- ⑤ 一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従い、投資信託の基準価額を時価とみなす投資信託

一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従い、投資信託の基準価額を時価とみなす投資信託について、主な金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項の開示を行っておりません。

当該投資信託の貸借対照表計上額は566,401百万円です。

- ア. 期首残高から期末残高への調整表は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

		当事業年度
期首残高		484,654
当期の損益又は評価・換算差額等		44,391
損益に計上(*1)		27,877
評価・換算差額等に計上(*2)		16,514
購入、売却、償還の純額		37,355
投資信託の基準価額を時価とみなすこととした額		—
投資信託の基準価額を時価とみなさないこととした額		—
期末残高		566,401
当期の損益に計上した額のうち貸借対照表において保有する投資信託の評価損益		27,877

(\*1) 損益計算書の「資産運用収益」及び「資産運用費用」に含まれております。

当該損益は主に、為替変動リスクについて時価ヘッジを適用した外国証券に係るヘッジ損益であり、ヘッジ手段の評価損益の増減と相殺されるものであります。

(\*2) 株主資本等変動計算書の「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

- イ. アの投資信託のうち、投資信託財産が金融商品である投資信託の時価の算定日における解約等に関する制限の内容ごとの内訳は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

解約制限の内容	貸借対照表計上額
解約が契約上認められていないもの等	398,066
解約にあたり1か月超の期間を有するもの	118,904

18. 消費貸借契約により貸し付けている有価証券の貸借対照表価額は、225,597百万円であります。
19. 債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸付条件緩和債権の額は、9百万円であります。なお、それぞれの内訳は次のとおりであります。  
債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額は9百万円であります。  
上記取立不能見込額の直接減額はありません。  
なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始又は再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。  
債権のうち、危険債権額はありません。  
なお、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しない債権であります。  
債権のうち、三月以上延滞債権額はありません。  
なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として三月以上延滞している貸付金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権に該当しないものであります。  
債権のうち、貸付条件緩和債権額はありません。  
なお、貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他債務者に有利となる取決めを行った貸付金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権に該当しないものであります。
20. 有形固定資産の減価償却累計額は5,608百万円であります。
21. 保険業法第118条に規定する特別勘定の資産の額は1,226,285百万円であります。なお、負債の額も同額であります。
22. 関係会社に対する金銭債権の総額は100,538百万円、金銭債務の総額は245百万円であります。
23. 繰延税金資産の総額は58,813百万円、繰延税金負債の総額は39,534百万円であります。繰延税金資産のうち評価性引当額として控除した額は1,141百万円であります。繰延税金資産の発生の主な原因別内訳は、価格変動準備金15,259百万円、危険準備金12,570百万円、退職給付引当金11,208百万円、IBNR備金4,362百万円、未払費用4,104百万円、有価証券の減損3,128百万円、減価償却超過額2,818百万円であります。繰延税金負債の発生の主な原因別内訳は、その他有価証券評価差額金25,038百万円、繰延ヘッジ利益14,134百万円であります。当年度における法定実効税率は28.00%であり、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異の主な内訳は、のれん償却2.10%、交際費等永久に損金に算入されない項目0.69%によるものであります。
24. 当社は、当事業年度の期首から連結納税制度からグループ通算制度へ移行しております。これに伴い、法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示については、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日。以下「実務対応報告第42号」という。）に従っております。また、実務対応報告第42号第32項(1)に基づき、実務対応報告第42号の適用に伴う会計方針の変更による影響はないものとみなしております。
25. 貸借対照表に計上したリース資産の他、リース契約により使用している有形固定資産として自動車等があります。

26. 契約者配当準備金の異動状況は、次のとおりであります。

当期首現在高	8,650百万円
当期契約者配当金支払額	5,443百万円
利息による増加等	8百万円
契約者配当準備金繰入額	5,391百万円
当期末現在高	8,608百万円

27. 関係会社への投資金額は、166,624百万円であります。
28. 担保に供されている資産の額は、有価証券1,046,910百万円であります。また、担保付き債務の額は金融派生商品19,239百万円、消費貸借契約により借り入れている有価証券69,221百万円、売現先勘定945,779百万円であります。
29. 保険業法施行規則第73条第3項において準用する同規則第71条第1項に規定する再保険を付した部分に相当する支払備金（以下「出再支払備金」という。）の金額は198百万円であり、同規則第71条第1項に規定する再保険を付した部分に相当する責任準備金（以下「出再責任準備金」という。）の金額は241,301百万円であります。
30. 1株当たり純資産額は、43,237円71銭であります。
31. 1996年大蔵省告示第50号第1条第5項に規定する再保険契約に係る未償却出再手数料の当年度の残高は90,108百万円であります。
32. 「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会 業種別監査委員会報告第21号）に基づき、資産・負債の金利リスク管理を目的として、利率変動型定額部分付変額終身保険（通貨選択型）、個人年金保険の一部および、これより転換される特定状態保障一時払終身保険を小区分として設定しております。各小区分に係る責任準備金のデュレーションと責任準備金対応債券のデュレーションを一定幅の中でマッチングさせる運用方針をとっております。  
責任準備金対応債券の当年度末における貸借対照表計上額は613,664百万円、時価は589,674百万円であります。
33. 売却又は担保という方法で自由に処分できる権利を有している資産は、消費貸借契約で借り入れている有価証券であり、当年度末に当該処分を行わずに所有しているものの時価は、69,221百万円であります。

34. 責任準備金は、修正共同保険式再保険に付した部分に相当する責任準備金250,602百万円を含んでおります。
35. 退職給付に関する事項は次のとおりであります。

(1) 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度及び退職一時金制度を設けております。また、確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。なお、一部の制度については、退職給付債務の算定にあたり、簡便法を採用しております。また、当事業年度より一部の営業職員に係る定年退職制度について、原則法を採用した退職給付債務を計上しており、退職給付引当金繰入額及び退職給付引当金にそれぞれ441百万円を計上しております。

(2) 確定給付制度（簡便法を適用した制度を含む）

① 退職給付債務の当期首残高と当期末残高の調整表

当期首における退職給付債務	40,091 百万円
勤務費用	2,058 百万円
利息費用	219 百万円
数理計算上の差異の当期発生額	△2,012 百万円
退職給付の支払額	△3,008 百万円
その他	441 百万円
<u>当期末における退職給付債務</u>	<u>37,789 百万円</u>

② 退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

積立型制度の退職給付債務	161 百万円
年金資産	△1 百万円
	160 百万円
非積立型制度の退職給付債務	37,628 百万円
未認識数理計算上の差異	1,558 百万円
未認識過去勤務費用	682 百万円
<u>退職給付引当金</u>	<u>40,030 百万円</u>

③ 退職給付に関する損益

勤務費用	2,058 百万円
利息費用	219 百万円
期待運用収益	△0 百万円
数理計算上の差異の当期の費用処理額	207 百万円
過去勤務費用の当期の費用処理額	△630 百万円
その他	441 百万円
<u>確定給付制度に係る退職給付費用</u>	<u>2,295 百万円</u>

④ 数理計算上の計算基礎に関する事項

当期末における主要な数理計算上の計算基礎は以下のとおりであります。

割引率	1.34%
長期期待運用收益率	1.25%

(3) 確定拠出制度

確定拠出制度に係る退職給付費用の額

当社の確定拠出制度への要拠出額は、925百万円であります。

36. 「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取り扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしております。なお、計算書類に与える影響はありません。
37. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

2022年度 ( 2022年4月1日から ) 損益計算書

( 2023年3月31日まで ) (単位:百万円)

科 目										金額	
経常収益										944,369	
保険料等										806,076	
保険料等										700,826	
保険料等										105,250	
保険料等										134,180	
保険料等										103,026	
預金利息										6	
預金利息										98,665	
預金利息										3,019	
預金利息										195	
預金利息										1,141	
預金利息										19,314	
預金利息										373	
預金利息										11,466	
預金利息										4,112	
預金利息										1,202	
預金利息										13	
預金利息										536	
預金利息										721	
預金利息										1,637	
その他										878,884	
保険料										510,430	
保険料										64,191	
保険料										82,328	
保険料										117,060	
保険料										166,148	
保険料										6,407	
保険料										74,294	
保険料										122,171	
保険料										122,162	
保険料										8	
保険料										70,446	
保険料										111	
保険料										21,351	
保険料										589	
保険料										19,409	
保険料										130	
保険料										64	
保険料										6,504	
保険料										22,284	
保険料										158,207	
保険料										17,628	
保険料										6	
保険料										13,085	
保険料										4,489	
保険料										47	
その他										65,485	

(単位：百万円)

科 目							金 額	
特 別 固 定 資 産 等 利 損 益	益	処 分	益				1,086	1,086
特 別 固 定 資 産 等 損 失	失	処 分	損 失				20	3,261
減 値 格 变 動 準 備	損 金	備 金	損 金	入 額			0	
							3,240	
契 約 引 人 法 人 当 期	者 配 前 税 税 税	当 準 及 等 等 純	備 金 期 び 調 合 利	金 純 住 利 整 合 利	額 純 住 利 整 合 利	額 純 住 利 整 合 利	額 純 住 利 整 合 利	額 純 住 利 整 合 利
							5,391	5,391
							57,918	57,918
							18,499	18,499
							△1,184	△1,184
							17,314	17,314
							40,604	40,604

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

## **損益計算書に関する注記**

1. 保険料等収入については、初回保険料は、原則として、収納があり、保険契約上の責任が開始しているものについて、当該収納した金額により計上しております。また、2回目以降保険料は、収納があつたものについて、当該金額により計上しております。なお、収納した保険料のうち、期末時点において未経過となっている期間に対応する部分については、保険業法第116条及び保険業法施行規則第69条第1項第2号に基づき、責任準備金に積み立てております。  
再保険収入は、再保険契約に基づき受領する保険金及び配当金等を計上しております。なお、修正共同保険式再保険に係る出再保険事業費受入及び再保険会社からの出再保険責任準備金調整額等を再保険収入に計上しております。
2. 保険金等支払金については、保険金等支払金（再保険料を除く）は、保険約款に基づく支払事由が発生し、当該約款に基づいて算定された金額を支払った契約について、当該金額により計上しております。  
再保険料は、再保険契約に基づいて支払われる保険料等を計上しております。なお、修正共同保険式再保険に係る再保険会社への出再保険責任準備金移転額及び再保険会社からの出再保険責任準備金調整額等を再保険料に計上しております。
3. 関係会社との取引による収益の総額は3,096百万円、費用の総額は638百万円であります。
4. 有価証券売却益の内訳は、国債等債券14,404百万円、外国証券4,816百万円、その他92百万円であります。
5. 有価証券売却損の内訳は、国債等債券15,825百万円、外国証券5,137百万円、その他232百万円、株式156百万円であります。
6. 有価証券評価損の内訳は、外国証券579百万円、株式10百万円であります。
7. 支払備金戻入額の計算上、足し上げられた出再支払備金繰入額の金額は30百万円、責任準備金繰入額の計算上、差し引かれた出再責任準備金繰入額の金額は23,106百万円であります。
8. 金融派生商品費用には、評価益が45,637百万円含まれております。
9. 1株当たり当期純利益は、5,206円22銭であります。
10. 再保険収入には、1996年大蔵省告示第50号第1条第5項に規定する再保険契約に係る未償却出再手数料の増加額72,472百万円を含んでおります。  
再保険料には、1996年大蔵省告示第50号第1条第5項に規定する再保険契約に係る未償却出再手数料の減少額30,908百万円を含んでおります。
11. 再保険収入には、修正共同保険式再保険に係る出再保険事業費受入58,140百万円及び再保険会社からの出再保険責任準備金調整額10,021百万円等を含んでおります。
12. 再保険料には、修正共同保険式再保険に係る再保険会社への出再保険責任準備金移転額等14,064百万円を含んでおります。

### 13. 関連当事者との取引

#### (1) 親会社

種類	会社等の名称	所在地	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
親会社	AXA S. A. (アクサ・エス・ア一)	フランス共和国 パリ市	保険子会社等の事業の支配・管理	(被所有) 間接 98.69	グループ内投資債券の購入	受取利息	3,096	外証未収 国券収益	100,000 507

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) AXA S. A. のグループ内投資債券の購入については、市場金利を勘案して決定しております。

#### (2) 弟兄会社

種類	会社等の名称	所在地	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
親会社の子会社	AXA Mediterranean Holding, S. A. U. (アクサ・メディタレニア・ホールディング)	スペイン 国バル マ・デ・ マヨルカ	保険子会社等の事業の支配・管理	—	グループ内投資債券の購入	受取利息	493	外証未収 国券収益	122,400 460

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) AXA Mediterranean Holding, S. A. U. のグループ内投資債券の購入については、市場金利を勘案して決定しております。

14. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。